

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて (通級指導教室・手続き)



佐賀市教育委員会学校教育課

34

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

通級指導教室の紹介

- ・言語通級指導教室（ことばの通級）※小学校のみ
- ・LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）

35

通級指導教室

学習面や生活面で**特定の教育ニーズのある**
通常の学級に在籍する児童生徒の支援を行う

言語通級指導教室 (ことばの通級)

- ・勸興小学校
- ・高木瀬小学校
- ・東与賀小学校

LD/ADHD等 通級指導教室 (まなびの通級)

- ・勸興小学校
- ・春日小学校
- ・高木瀬小学校
- ・成章中学校
- ・城南中学校
- ・北川副小学校
- ・鍋島小学校
- ・兵庫小学校
- ・大和中学校
- ・鍋島中学校

※設置校は、令和7年4月現在

- 週に1～2時間程度
- 通級指導教室設置校に通って指導を受ける
(保護者が送迎。中学生は自転車でも可)

36

ここでは、通級指導教室の紹介と利用に向けた手続きについて説明します。

通級指導教室は、学習面や生活面で特定の教育的ニーズのある、通常の学級に在籍する子どもを対象に支援を行う教室のことです。

通級指導教室には、言語通級指導教室（ことばの通級）と、LD/ADHD等通級指導教室（まなびの通級）の2種類があります。

通級する子どもは、通級指導教室が設置されている学校に通って、週に1～2時間程度の指導を受けることになります。

なお、言語通級指導教室（ことばの通級）は小学校のみ設置となります。

通級指導教室(まなび)

LD/ADHD等
通級指導教室
(まなびの通級)

- ・注意を集中するのが難しい
- ・人の話を聞くのが難しい
- ・順番を待つのが難しい
- ・授業中、席を離れてしまう



- ◎感情や行動をコントロールできるように学習
- ◎見通しをもった行動ができるように学習
- ◎得意なことを伸ばし、苦手なところを克服

※事前の知能検査と医師の診断書(学校実施のチェックシートも可)が必要です。

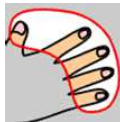
37

まなびの通級指導教室は、主としてLD、ADHD、自閉症の診断をもつ子どもたちを対象とした教室です。障害の特性を配慮して、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの困難さへの対応を行います。

まなびの通級指導教室を利用するためには、事前に知能検査と医師による診断書(または学校で実施したチェックシート)が必要となります。

通級指導教室(まなび)

☆手を使う学習



- ・アイロンビーズ、工作、おりがみ、実験、ドキドキゲーム など

☆からだを使う学習

- ・ルールを守りながら楽しく体を動かします



プレイルーム

大きなボール



卓球(たつきゅう)



38

工作やおりがみなどの手を使う学習。そして、ルールを守りながら楽しく運動する、からだを使う学習です。

1 就学先(学びの場)の紹介および就学等に向けた手続き

中学校の通級指導教室の利用に向けた手続き

- ・就学までのながれ(別紙資料3)
- ・佐賀市教育支援委員会での意見書発行

39

「中学校の通級指導教室の利用に向けた手続き」について説明します。【別紙資料3】の「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

中学校の通級指導教室の利用に向けた手続き

学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんの教育的ニーズに応じた指導・支援が最も必要とされる就学先を総合的に判断される

意見書

(通級指導教室での指導が適切と判断する)

※通級指導教室への通級には、**佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書(通級指導教室での指導が適切と判断する)**発行が必要

40

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

障害種 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒学級	病弱	肢体不自由	ことば	まなび
知能検査結果・報告書 (田中ビネー・wisc等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○ キエックシート

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関一覧【別紙資料4】

41

通級指導教室の利用開始までのながれ

《佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書発行》

《通級生徒の決定》

佐賀市教育委員会が、それぞれの通級指導教室の利用可能人数に応じて各通級指導教室の通級生徒を決定し、生徒が在籍する中学校へ連絡

《通級指導教室利用承諾書の提出》

通級指導教室の利用が決定したら、保護者は「通級指導教室利用承諾書」を生徒が在籍する中学校へ提出

《通級指導教室の利用開始》

通級指導教室の設置校は、生徒が在籍する中学校を通して保護者へ利用開始日を連絡、通級開始

42

通級指導教室を利用するためには「通級指導教室での指導が適切と判断する。」という佐賀市教育支援委員会の意見書が必要です。

佐賀市教育支援委員会は、一人一人の生徒について、学校での生徒の状況を検査結果、診断書をもとに委員が慎重に審議、判断し、生徒の状況に応じて最も適正と考えられる就学先(学びの場)を専門的な立場から総合的に判断する機関です。

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成され、最も教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられる就学先(学びの場)を意見書という形で示されます。

通級指導教室の利用についての審議は、今年度から第5回教育支援委員会【12月11日(木)】で終了しますので、9月いっぱいを目途に通級指導教室の利用の意向を決定していただきますようお願いいたします。

佐賀市教育支援委員会での「まなびの通級指導教室」利用の審議には、知能検査報告書と診断書(または学校で実施したチエックシート)が必要になります。

知能検査報告書につきましては、お子さんの最新の状況を知るため、審議時の学年を含め3年以内に実施したものを願っています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

通級指導教室には、前年度から継続して利用する生徒と新規に通級を利用開始する生徒がいます。それぞれの通級指導教室には利用可能な人数の上限があります。そこで、第5回佐賀市教育支援委員会(12月11日)終了後に、各通級指導教室の通級生徒の人数を佐賀市教育委員会が把握した上で、次年度の通級指導教室を利用できる生徒を決定します。利用可能な人数を越える場合は、新規の生徒に1年程度待っていただく場合があります。

利用開始が決定したら、在籍小学校から連絡がありますので、通級指導教室設置校の中学校長宛てに「通級指導教室利用承諾書」を提出してください。その後、利用する曜日や時間等を通級指導教室と保護者と相談、決定していただきます。

